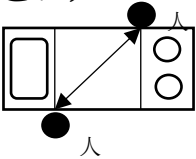


令和 2 年 6 月 1 9 日以降

調理施設（料理教室・調理室等）使用における 感染防止対策のお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
下記の項目を徹底した上でご使用をお願いします。

- ◎ 以下の事項に該当する場合は、自主的に使用を見合わせる
 - ◇ 体調がよくない場合（例：発熱・咳・倦怠感などの症状がある場合）
※来館前に、各自 体温測定等を含めた体調チェックを行う
 - ◇ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ◎ マスクを持参、着用すること
- ◎ 入室人数は、調理台 1 台につき大人は 2～3 名を目安とすること
子どもと一緒にいる場合、調理台 1 台につき大人 2 名と子ども（小学生以上）
2 名以内とすること
- ◎ こまめな手洗い、アルコール消毒液等による手指消毒を実施すること
（入退室時は必ず行うこと。石鹸や消毒液は必ず持参して下さい）
- ◎ 使用者同士の接触を避け、互いの距離を確保すること
（お互いに手を伸ばした際に触れない範囲で、
目安は 2m 以上とし、最低 1.5m は間隔をとる）
- ◎ 調理の前後には調理器具・食器類の洗浄と併せて、調理台・椅子等の
消毒など、衛生管理を徹底すること
（特に冷蔵庫や炊飯器等、複数人の手が触れる設備や器具の消毒は厳守）
- ◎ 定期的な換気を実施すること
（基本的には常時換気を実施。夏季及び冬季において空調を使用する
場合でも、1 時間に 1 回以上、5～10 分程度の換気を実施する）
- ◎ 大きな声で会話をしないこと
- ◎ 調理室内では原則として飲食しないこと
（調理中は味見と水分補給のみとし、飲料や容器は共有せず持参すること）
- ◎ 飲食時は対面にならないよう、できるだけ短時間に、会話も控えること
- ◎ 使用時間の短縮に努め、使用後は速やかに退室して不要な長居は避ける
こと
- ◎ 感染防止のため施設管理者が決めたその他の事項についても遵守し、
施設管理者の指示に従うこと
- ◎ 使用終了後 2 週間以内に、参加者に新型コロナウイルス感染症の発症が
認められた場合は、保健所等から使用者名簿の提出を求められることがある
※使用責任者は、使用者名簿（氏名、住所、連絡先(電話番号)）を作成し
最低 2 週間は保管すること

新型コロナウイルス感染症の市中蔓延状況により、条件等が変更になる場合があります。